

## 「多国籍企業による人権尊重の実現に向けて －立憲主義に基づく国際協調の可能性」

2014年2月15日 山口 明子

人権委員会安保理特別代表の求めにより作成された報告書ラギーフレームワーク<sup>1</sup>を基に、人権と企業の問題、特にサプライチェーンにおける人権侵害状況の矯正に焦点を当てて考察する。

### 問題提起

企業の人権尊重責任のひとつとして、企業のサプライチェーンマネジメント（SCM）はいまや重要な意味を確認されてきている。90年代米アパレルメーカーのSCM内での人権侵害問題は、社会的注目を集め、反動としての市民による不買運動は企業への市場ダメージとなった。その後、企業のCSRに組み込まれたり、NGOによる監査や基準作成なども熱心にされたが、果たして効果は上がったのだろうか。

企業のCSRがうわべだけの免罪符的なものとなっているという指摘がたびたびされている。たしかに、ナイキの事件から十数年経過した現在でも同様の人権侵害は後を絶たない。昨年5月バングラデシュの縫製工場ビルの崩壊事故では、従業員400名の犠牲者と千人以上の負傷者を出してしまった。そこには、従業員が低賃金で過酷な環境で働かざるを得ない状況があった。崩壊した工場は、いくつかの先進国企業の下請けであり、企業名はすべて公表されてはいないが世界的に有名なメーカーが多くいたという。おそらく彼らは、本拠地国でCSRに取り組む企業として自社の広報活動をしていることだろう。しかし、実際、国外サプライチェーンの現場はどうであったか。

人権侵害が恒常的に行われていることへの対処として、ラギーフレームワークの3つの柱の中でも国の責務さらに国のイニシアチブを要する司法による救済が重要性を増していると考えられる。このような人権侵害への対処には、CSRと合わせてより具体的、実効的な国家による実施の要求が高まっている。特に、深刻な人権侵害、国際慣習法に違反するような人権侵害については、司法による対応がより望ましいのではないかと。しかし、国家主権との問題で外から加害者に管轄を及ぼすことは、穏やかでない問題も当然考えられる。この時の憲法と慣習国際法の関係についても議論されなければならない。また、刑事より穏やかな民事訴訟での救済を図ろうとするアメリカのATCAを適用する裁判についても検討する価値がある。

---

<sup>1</sup> 「Protect, Respect and Remedy: a Framework for Business and Human Rights」  
(Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie)

## 1 国の責務

[ラギーによる指摘]

- 多くの政府が企業と人権アジェンダを統制することについては辛うじて程度のアプローチしかとっていない  
「諸政府は、企業活動の人権インパクトについての充実したガイダンスもしくは規制なくしてビジネスを応援しようとするべきではない。より『小さな政府』が、ビジネスへの評判や、他のリスクを増加させる」として、国によるより積極的な姿勢を求めている。
- 第一に、国際法は、国家に管轄内での企業を含む私人による人権侵害について保護責任があると規定している  
「そのために、条約の監視機関は、諸国家がこのような侵害行為からの保護のためにあらゆる措置をとることを推奨している。これは国の自由裁量ではあるが、企業行為への規制と裁判の両方の取組が適切である」という示唆をする。
- 現状にある問題背景として、いくつかの開発途上国は、国内法や規制を促進する制度を欠いていること、また、多国籍企業の本拠地国は、海外での企業活動に規制を設けることへの消極的姿勢を挙げる。  
—後者については、国境を越えた範囲で効力を持つ国内法規制についての理解は貧弱なものでしかない。
- ◆ 一方で、企業と人権の問題に向けた国際レベルでの取組の促進が増加していることを指摘する  
—ラギーは、政府が企業文化を育成する特殊な位置にあることを強調し、権利尊重をビジネス展開に統合が可能であると述べる。

### ✚ 企業文化の育成

政府は、国内的努力として、企業に諸権利を尊重させるよう市場に圧力をかけて社会的責任を果たすためのサポートや強化ができる

—サステナビリティ・リポーティングの提出の義務化など

- ✓ イギリスの先進的取組
  - ・ 2000年に当時の貿易産業省（Department of Trade and Industry：DTI）内に、世界で初めてCSR担当大臣（政務官級）を置いたこと
  - ・ 立法措置として、1999年の改正年金法、2006年の改正会社法
    - 上場企業に対して取締役報告書にCSR関連事項の説明・分析を求める
- ✓ ヨーロッパ諸国の取組み

## ✚ Policy Alignment 二国間投資条約における政策の一致

ラギーは、企業と人権問題における要因の一つは二国間投資条約にあると指摘する。

「多国籍企業の本拠地国とホスト国の政策に一貫性がないことが負の効果をもたらす」  
—— [背景にあるもの]

多国籍企業を受け入れる側のホスト国政府は、外国からの投資を呼び込むために、彼らに他国より優位な条件となるような優遇措置を与えたがる。それは、自国内での彼らのビジネスをよりスムーズにしようとするもので、ホスト国内で社会条項などの未整備となって現れる場合もある。

- ✓ 米 NGO 世界労働人権研究所のチャーリー・カーナガン所長は、バングラデシュ工場崩壊事故によせて、以下のように述べた。先進国側は、「賃金水準を押し付けたりせず各国での交渉に委ねるべき」であり、「その代りに米国ができるのは製品を米国に輸出したいなら労働者に法的な権利を与えるよう要求すること」ができるという。

## 2 企業の責任

## 3 被害者の救済

[ラギーによる指摘]

- 効果的な苦情処理メカニズムは、国家の保護責任の中で法的、政策的に重要な役割を果たす。企業の尊重責任においても同様だ。
  - 然るべき規制として、侵害の調査、罰則、矯正のメカニズムがなければ、インパクトは小さいものになる。
  - 企業の尊重責任として、たとえ法的義務がないとしても、企業自身による侵害行為への注意や救済を考慮することを求めている。(非司法的救済)
- 企業による人権侵害の裁判において、国による具体的措置への期待は大きくなっている。
  - 諸条約機構は、国に企業による人権侵害を調査し必要があれば処罰すること、また、管轄内の人権侵害については矯正の手段を設けることを勧めている。矯正とは、強制的な改善、損害賠償、再発防止、法改正、公の謝罪などである。

司法救済の現状

- ✓ 一部の原告は、企業による侵害が起きた国の外、企業の本拠地国の裁判所を通して司法的救済を求めている。
  - しかし、裁判地国の市民ではないため、裁判費用などに法的援助はなく

高額な費用がかかる、あるいは、裁判を起こす当事者適格が認められない、といった障害に直面する。

- ✓ 別ルートとして、原告が、外国の子会社の行為を親会社に矯正を求めるときにもまた原告を阻む障害がある。

——一般的な法治国家では、よりふさわしい裁判所があるとき、裁判所が **forum non convenience** を根拠にそのケースを却下するだろう。

——あるいは、司法の独立を明言する国の裁判所でさえ、多様な “**matter of State**” を根拠として却下する場合もある。

「国は、管轄内での企業活動、あるいは、管轄内に本拠を置く企業に対する訴えを可能とするよう司法救済の可能性を強化し、特に広範でシステムティックな人権侵害の訴えについては、外国の原告からの訴えを含めアクセス（方法・手段）の障害に対処するべきだ」。

#### ◆ 企業による人権侵害を受けた被害者は、実際どのような救済を得られるか。

##### ☆ 国連のビジネス関係の HP 掲載事例

開発国で起きた企業による人権侵害を事件発生国ではなく、企業の本拠地国の裁判所に訴えたケースが掲載されている。

##### ・ **BP 訴訟**

2005 年 7 月コロンビアの石油パイプライン建設のための **BP Exploration Company (Colombia)** による環境破壊をコロンビアの農民が **UK** 上級裁判所に提訴。調停の結果、原告農民への賠償金の支払いで和解した。（ただし、これは農民の一部に対するもので、ほかのグループは現在も係争中である。）

——このように原告被害者に訴訟が認められ、何らかの救済があれば成功といえる。

##### ・ **Areva 訴訟**

被告企業によるナイジェリアでの従業員への差別や権利はく奪をフランスの裁判所に提訴したが、2009 年 9 月裁判所はこの訴えは認められないと判断した。その理由は、一つに **d' Arbonneau' s alleged statement** 後原告が適正な期限内に上訴しなかったこと、原告適格がないことである。

##### ・ 外交や政治性の高い問題を扱う訴訟であるために訴えを却下されたとみられる例

アメリカ合衆国に本社を置く世界最大のコンピュータネットワーク機器開発会社である **Cisco** が、中国政府に協力して反逆者を特定し、その後政府による拷問や殺人に至ったという事件について、米連邦裁判所はこの訴えを拒否した。

##### ☆ **ATCA** を適用した民事裁判

このように被害者の救済が思うように進まない現状で、アメリカの法律 **ATS (Alien Torts**

Crime Act 外国人不法行為法<sup>2)</sup> の適用で司法的解決を得られるのではないかと期待された。

——しかし、実際には ATS の裁判が認められるにはそう簡単ではないことがわかってきた。

2009 年の **Pfizer 訴訟** は未承認の薬物投与は国際慣習法の違反にあたるとして ATCA 適用が認められた成功例がある一方で、最近判決が出されたナイジェリア企業による環境運動家への超法規的殺人や拷問その他の人権侵害を訴えた **Kiobel 訴訟** では、原告の訴えは却下された。

### ・ **KIOBEL 訴訟**<sup>3</sup>

内容：

ナイジェリア企業による環境運動家への超法規的殺人や拷問その他の人権侵害

判決： 却下

裁判所は「管轄外の推定」によってこの訴訟は制限されると述べた。

- ✓ 第一に、訴えられた事実に米国内に企業の本拠地があるというだけでは、企業による “the relevant conduct” の存在があったとみなすには不十分である
- ✓ 第二に、「企業に対して国際慣習法違反の責任を問うことに、国際的コンセンサスがないこと」

がこの「管轄外の推定」のもう一つの要因となった

[法廷意見]

- ・ 国際裁判においても、これまで企業に対して国際法違反を問われた例はない。その例示として、ニュルンベルクの国際裁判所で Nazi に加担した企業に解散を命じた時も、その被告は企業ではなく自然人であったこと
- ・ 企業責任については「せいぜい学術文献において論理的な議論や推論の対象であるだけ」である

---

<sup>2</sup> 「〔連邦〕地方裁判所は、諸国民の法または合衆国の条約に違反して侵された、不法行為のみについて、外国人により提訴される民事訴訟に関して第 1 次管轄権(裁判権)を有するものとする」として、慣習国際法違反をアメリカの裁判所で審理することを規定する (28 U.S.C. § 1350) 。

<sup>3</sup> **Kiobel v. Shell** 2002 年 Ester Kiobel (Dr. Barinem Kiobel- an Ogoni の活動家の妻) はアメリカ連邦裁判所に提訴した。彼は MOSOP のメンバーだった。MOSOP は Ogoni 地域での石油抽出による環境負荷の運動をしていた。また、Ogoni 民族の自治のために。Kiobel とメンバーらは 1994 年不法に拘留された。軍の拘置所に隔離され、軍による特別裁判所で審理された。国際的公正な審理基準に違反した手続きで。この控訴は Shell、ナイジェリア支店 Shell Petroleum Development Company of Nigeria (SPDC) がナイジェリア軍を使って Ogoni への攻撃を許諾し、兵士に食料を供給し雇っていたと主張する。原告は、被告企業を拷問、超法規的殺人、その他の ATCA 違反の共犯を訴えた。

——「外国政府の慣習国際法違反について、私企業に判決した国際的实践は皆無」であり、また、たとえ個別の事件を扱う場合でさえも「一貫性のある実践、あるいは、世界の諸国家のコンセンサスもない」という状況であること、ただし、「多くの国際機関がビジネス行動について国際的な Code of conduct の可能性を議論している」事実もあるが、現時点では完成していない

#### ◇ セーフヘイブン不許容論から企業の人権問題の検討

原則：

国際人権法においては、人権保障の実施は、原則として、個々の国家に委ねられ、国家は、その選択する適宜の国内措置によってその管轄下にある個人の権利を保障する。

他方で、テロ対策条約などの犯罪関連条約は、犯人にセーフヘイブン（安全な逃げ場所）を与えず確実に処罰するという考え方（セーフヘイブン不許容概念）に基づき、犯罪化義務、広範な管轄権の設定、引き渡し制度などを組み合わせた国際的な刑事訴追の枠組みを発展させ、この概念が人権法分野においては拷問禁止条約に取り入れられた。

——人道法分野においては、一部の諸国は普遍主義などを採用することによって、セーフヘイブン不許容概念の適用を模索している。

[人権保障手段としての刑事訴追の特色の一つは、]

これが、他国により代替可能な数少ない手段の一つであることである。

——人権保障の本来の手段である立法上、行政上の措置は人権が保障されるべき領域（あるいは国民）を管轄する国のみが採りうる措置であるが、人権侵害者の処罰は物理的にも論理的にもこれ以外の国が行いうる

[国際人権法におけるセーフヘイブン不許容概念]

——刑事国際法のそれ（犯人の不処罰によって侵害される犯人所在地国以外の多くの国の利益を守るための手段）とは異なる共通の特色を有している。

- 法益  
国際社会全体の *erga omnes*<sup>4</sup>的価値、あるいは国際社会そのものの法益
- 対象となる犯罪  
国際性の如何を問わず、あるいは他国に迷惑をかけるか否かを問わず、あるいは他国に迷惑をかけるか否かを問わず、極めて深刻な、人類の良心に照らし到底許

---

<sup>4</sup> *erga omnes* すべての人に対して。効果が当事者間に限定されず、対世効をもつ場合に使用される。反対は「*inter partes*」（当事者間で）。(<http://www.lingua-latina.info/respublica/>)

しがたい重大な犯罪である。

- 対象国

単に法制度の異なる国、刑事司法制度の弱い国ではなく、人権侵害国その他の価値を共有しない国が含まれる。

※ さらに、人権侵害国におけるセイフヘイブンの態様には、単なる不処罰だけでなく、見せかけの裁判や国際人権基準に合致しない裁判も含まれる。

#### 4 立憲主義に基づく人権尊重の可能性

- 立憲主義の意義

- 日本国憲法 98 条 2 項の意義

を今一度省みることで、この企業と人権の問題に対処すべき日本の姿勢を明確にできるのではないか。つまり、人権や自由に最高の価値とする立憲主義、国際協調主義に基づいて、憲法制定時には想定されなかったグローバル化に伴う企業の人権問題にどのように対応していくのか。いまや企業と人権の問題は、国連の MDGs ミレニアム開発目標にもなるなど国際社会が取り組むべき重要な課題として理解・認識されている。まさに国際的共通をもって解決すべき課題といえる。日本はこの問題に積極的イニシアチブを發揮することで、憲法の理念に適うものと評価されるはずだ。

上述の状況からわかるように、企業と人権の問題にコンセンサスが不足しているのであればその議論や実践に政府が果たす役割は大きいだろう。

[現在における日本の態様]

- 政府主導の円卓会議\_\_具体的な実施に関する言及は見られない
- RIO+20 における日本政府のイニシアチブ\_\_環境や災害対策への対処が中心
- 司法における国際人権の扱い